**平成２３年（フ）第１９８８号**
横浜市緑区いぶき野59番地13　ティファニーいぶき野104号
債務者　出家　　忠
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１５３２号**
横浜市緑区北八朔町2194番地　市営北八朔住宅２棟104号
債務者　實盛　将樹
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１８７１号**
神奈川県綾瀬市落合南７丁目７番25号
債務者　田中　春江
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１９４８号**
横浜市保土ケ谷区法泉３丁目22番18―206号
債務者　山本　洋一
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１１２号**
静岡県富士市松岡860番地の３、前住所静岡県富士市富士見台５丁目２番地の７
債務者　神田　由美（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午前10時　静岡地方裁判所富士支部

**平成２３年（フ）第３４号**
石川県七尾市湊町１丁目51番地
債務者　山田新建材店こと　山田　正二
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後１時50分　金沢地方裁判所七尾支部

**平成２３年（フ）第１０７９２号**
東京都東大和市中央１丁目1132―６―202
債務者　藤野　幸江
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１０７９７号**
東京都板橋区新河岸２丁目10―２―409
債務者　根本　　清
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８２９８号**
東京都世田谷区大原２丁目14―５―101
債務者　菅野奈津子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８４５８号**
東京都板橋区中台１丁目38―６―102
債務者　平塚　直哉
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８６１７号**
東京都大田区蒲田１丁目24―22―102
債務者　吉住　賢二
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８６６３号**
東京都練馬区土支田３丁目20―15　ホワイトコーポ２―Ａ号
債務者　佐野　公司
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８７９４号**
東京都江東区森下２丁目31―５―403
債務者　田端　祐美（旧姓池谷）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８８４４号**
東京都練馬区豊玉中３丁目24―14―102
債務者　岸　　義博
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８８７号**
東京都府中市美好町１丁目１番地の14第２梅沢ビル302
債務者　辻　由香里
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１７６８号**
横浜市磯子区田中２丁目６番36号　２Ｆ
債務者　宇都口紀代己
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部